

## 高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議設置要綱

## (目的)

第1条 高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議（以下「検討会」という。）は、高知龍馬空港・航空ネットワークの持続的な発展を目的に、国内線・国際線の路線誘致及び既存路線の拡充等に向け、「高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略（以下「総合戦略」という。）」の策定及び実施について、必要な協議を行うため設置する。

## (事業)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 総合戦略の策定に向けた協議に関すること。
- (2) 総合戦略に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当検討会の目的を達成するため必要なこと。

## (組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

## (会長、副会長及び座長)

第4条 検討会には、会長1名、副会長1名及び座長1名を置く。

- 2 会長には高知県副知事を、副会長には高知空港ビル株式会社代表取締役社長をもって充てることとし、座長は会長が指名する。
- 3 会長は、検討会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 座長は検討会議の議事を進行する。座長に事故があるとき又は欠けたときは、会長がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 委員が検討会に出席できない場合は、あらかじめ届け出た者が代理出席することができる。
- 3 会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(新ターミナルビル整備部会)

第5条の2 新ターミナルビル整備に関する事項を検討するため、新ターミナルビル整備部会（以下、「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が招集する。

3 部会の参加者は、委員又は委員の属する団体から選出された者から会長が指名する。

(連絡会)

第6条 第2条に掲げる事項を検討するため、必要に応じて検討会の下に連絡会を置くことができる。

2 連絡会は、必要に応じて事務局が召集する。

3 連絡会の参加者は、別表に掲げる委員の組織から選出された者とする。

(事務局)

第7条 検討会の業務を処理するため、検討会に事務局を置く。

2 事務局は、高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課に置く。

(要綱の変更)

第8条 この要綱を変更する場合は、検討会の承認を得なければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は検討会で決定する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議委員

区 分	団 体 名	代 表 者 名	
自治体等 (4名)	高知県	副知事	井上 浩之
	南国市	市長	平山 耕三
	高知県市長会	会長	岡崎 誠也
	高知県町村会	会長	池田 三男
空港関係 (4名)	大阪航空局高知空港事務所	空港長	上田 哲也
	四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所	所長	野呂 茂樹
	高知空港ビル株式会社	代表取締役社長	岩城 孝章
	一般財団法人空港振興・環境整備支援機構 高知事務所	所長	北村 博愛
C I Q 関係 (5名)	神戸税関高知税関支署	支署長	古谷 博典
	高松出入国在留管理局高知出張所	所長	柿内 一仁
	広島検疫所坂出出張所	出張所長	三好 智子
	動物検疫所神戸支所四国出張所	出張所長	田澤 瑞帆
	神戸植物防疫所坂出支所高知出張所	所長	目黒 雄二
航空会社 (4名)	全日本空輸株式会社 高知支店	支店長	堀田 徹
	日本航空株式会社 高知支店	支店長	山中 謙治
	株式会社フジドリームエアラインズ 高知空港支店	支店長	中岡 一也
	ジェットスター・ジャパン株式会社	CCO兼 コマーシャル本部長	丸山 洋平
二次交通関係 (1名)	一般社団法人高知県バス協会	会長	樋口 毅彦
経済関係 (1名)	高知県商工会議所連合会	専務理事	谷脇 明
学識経験者 (1名)	慶應義塾大学	教授	加藤 一誠